

## 公共工事に関する調査・設計等の業務委託契約に係る最低制限価格の設定について

総務部契約検査課

公共工事に関する調査・設計等の業務委託契約に関し、川西市契約規則第22条に規定する最低制限価格を設定する場合に必要な事項について定めるものとする。

(対象業務)

- 1 最低制限価格を設定する業務は、総務部契約検査課において競争入札に付する案件（公共工事に関するものに限る。）のうち、次に掲げる業種区分とする。
  - (1) 測量業務
  - (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
  - (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
  - (4) 地質調査業務
  - (5) 補償関係コンサルタント業務
  - (6) その他市長が必要と認める業務

(最低制限価格の算出方法)

- 2 最低制限価格の算出方法を以下のとおりとする。
  - (1) 最低制限価格は、別表業種区分に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、同表の各業種区分における下限額の欄に掲げる額に満たないときは下限額の欄に掲げる額を、同表の各業種区分における上限額の欄に掲げる額を超えるときは上限額の欄に掲げる額を最低制限価格とする。
  - (2) 業種区分に掲げる2以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。
  - (3) 業務の内容等から上記の方法により難しい場合には、業種区分ごとに別表の設定範囲に掲げる範囲内でその都度算出するものとする。

(入札参加者への周知)

- 3 最低制限価格を設定する場合は、一般競争入札の公告又は指名競争入札にかかる入札通知書にその旨を明記するものとする。

(落札者の決定)

- 4 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

業種区分	最低制限価格	設定範囲	
		下限額	上限額
(1) 測量業務	①直接測量費の額×1.00 ②測量調査費の額×1.00 ③諸経費の額×0.48  の合計額	予定価格 ×60%	予定価格 ×82%
(2) 建築関係の 建設コンサルタント業務	①直接人件費の額×1.00 ②特別経費の額×1.00 ③技術料等経費の額×0.60 ④諸経費の額×0.60  の合計額	予定価格 ×60%	予定価格 ×80%
(3) 土木関係の 建設コンサルタント業務	①直接人件費の額×1.00 ②直接経費の額×1.00 ③その他原価の額×0.90 ④一般管理費等の額×0.48  の合計額	予定価格 ×60%	予定価格 ×80%
(4) 地質調査業務	①直接調査費の額×1.00 ②間接調査費の額×0.90 ③解析等調査業務費の額×0.80 ④諸経費の額×0.48  の合計額	予定価格 ×2/3	予定価格 ×85%
(5) 補償関係 コンサルタント業務	①直接人件費の額×1.00 ②直接経費の額×1.00 ③その他原価の額×0.90 ④一般管理費等の額×0.45  の合計額	予定価格 ×60%	予定価格 ×80%

※①から④まで算出した各々の金額に端数が生じる場合は切り捨てる。

【例】 ③諸経費の額 67,892 円×0.48=32,588.16円 ⇒ 32,588 円

付則

令和4年4月1日から実施する。

付則

令和5年10月1日から実施する。